

福祉タクシー利用料金助成の 拡充のお知らせ

【令和6年4月～】

自動車を運転することができない重度の障がいをお持ちの方
に対してタクシー利用料金を助成しているところですが、
令和6年4月から助成の内容を下記のとおり拡充しますので、
お知らせいたします。

(1) 拡充内容について

①乗車券1枚あたりの助成額

【拡充前（～R6.3月）】	初乗り運賃	※1乗車につき1枚のみ使用が可能
【拡充後（R6.4月～）】	500円	※1乗車につき複数枚の使用が可能



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

②乗車券の発行枚数

【拡充前（～R6.3月）】	最大24枚
【拡充後（R6.4月～）】	一律60枚



(2) 拡充内容のポイント

①乗車券1枚あたりの助成額について

- 拡充前は乗車券1枚あたりの助成額を初乗り運賃の額としていましたが、**拡充後は1枚あたり500円に変更し、1乗車につき複数枚を使用することができるようになります。**
- それにより今までは1乗車につき1枚しか乗車券を使えませんでした**が、拡充後は複数枚使えるようになったことで、1乗車あたりのタクシー料金のご負担がより軽減されます。**

②乗車券の交付枚数について

- 拡充前は年間で最大24枚の乗車券の交付であり、また、申請の時期により交付する枚数が異なりましたが（例えば4月に申請の場合は24枚を交付、5月に申請の場合は22枚を交付）、**拡充後はどの時期に申請をしても一律60枚の交付となります。**

3 すべての人に
健康と福祉を



<問合先>
大野市天神町1-1
1番窓口
大野市福祉課
0779-64-5142